

議案第 8 2 号

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年川崎市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止等)

第 4 条の 3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第 1 3 条第 6 項において準用する法第 6 条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴

力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第5条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第6条第1項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第3項の表備考第1項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同表備考に次の1項を加える。

- 5 この表備考第1項に規定する者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同項に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第6条第5項第2号及び附則第9項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第11項ただし書中「ただし」を「この場合において」に、「第6条第3項の表備考第1項」を「同項」に改める。

附則第13項中「附則第9項」を「第6条第3項の表備考第5項及び附則第9項」に、「第6条第3項の表備考第1項」を「同表備考第1項」に改め、「者を」の次に「特定理学療法士等、」を、「おいては」の次に「、当該特定理学療法士等」を加える。

附則に次の1項を加える。

14 第6条第3項の表備考第5項及び附則第11項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1項に規定する者（同表備考第5項後段の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年川崎市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に係る部分に限る。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び

保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第6条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の条例第6条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第4条の2の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第1条の規定による改正後の川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

参考資料

制 定 要 旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止等のために児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこととすること、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置基準について、理学療法士等をもって当該職員に代えることができることとすること、当該配置基準の特例措置の期限を定めること等のため、この条例を制定するものである。